（別記様式１）

番 号

年 月 日

一般社団法人北海道林産物検査会

理事長　萩　原　祐　一　　様

所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

登　録　申　請　書

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく木材関連事業者の登録を受けたいので、同法第16条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１ 申請書の記載事項

（１）第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業の別

①　第一種木材関連事業

②　第二種木材関連事業

※該当する区分に○印。両方に該当する場合は両方に○を付すこと

※輸入事業者は第１種登録のみ（輸入部分を第１種、販売部分を第２種として両方を登録する必要はない）

（２）法第２条第４項各号に掲げる事業の別

①　木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業

②　木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

③　木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業

※該当する区分に○印。複数該当する場合は複数に○を付すこと

※①について、自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く

※法第２条第４項第２号「素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業」は①に含む

（３）合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場

①　第一種木材関連事業の場合

ア　部門、事務所、工場又は事業場の名称

イ　所在地

ウ　事業内容

※複数ある場合は、ア～ウを列挙すること

※当該第一種木材関連事業に係るすべての部門、事務所、工場及び事業場を記載する。

※必要に応じ別表（ⅰ）により整理することができる。

②　第二種木材関連事業の場合

ア　部門、事務所、工場又は事業場の名称／プロジェクト名称

イ　所在地

ウ　事業内容

※複数ある場合は、ア～ウを列挙すること

※必要に応じ別表（ⅰ～ⅱ）により整理することができる。

※プロジェクト単位での申請は建築又は建設をする事業に限る。

（４）合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の種類

①　第一種木材関連事業の場合

第一種木材関連事業において取り扱う（入荷・出荷）木材等の種類全てを記載する。

※省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載する。

※必要に応じ別表（ⅲ）により整理することができる。

②　第二種木材関連事業の場合

第二種木材関連事業において取り扱う（入荷・出荷）木材等のうち登録の対象とする木材等の種類を記載する。

※省令や基本方針で定められた種類に基づいて記載する。

※「建築又は建設をする事業」「木質バイオマス発電事業」については出荷する木材等の種類は報告不要

※必要に応じ別表（ⅲ）により整理することができる。

（５）合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の１年間の重量、面積、体積又は数量の入荷見込み

※必要に応じ（４）の区分等により別表（ⅲ）で整理することができる。

※直近１年間に取り扱う（入荷）見込みを記載。

※（３）～（５）について、別表ⅰ～ⅲを用いて、部門、事務所、工場又は事業場、あるいはプロジェクトごとに作成することができる。

２　添付書類

合法伐採木材等の計画的な利用を確保するための取組方針

下記（１）～（６）の取組に関する取組方針を記載する。又は既存の行動規範や調達方針等に当該事項を盛り込む見直しを行い、写しを添付する。現在実施していない取組については今後の取組方針を記載すること。

（１）合法伐採木材等の利用を確保するための体制の整備に関する事項

①　責任者の設置について

部門、事務所、工場又は事業場、あるいはプロジェクトにおいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者を設置し、氏名及び役職を記載する。

（２）合法性確認木材等の数量を増加させるための措置に関する事項

①　取引先の選定について

木材等の譲受け又は譲渡しの受託（以下「譲受け等」という。）をする取引の相手方を選定するときは、国が提供する情報、これらの者との木材等の譲受け等の実績、これらの者が受けている登録、認証又は認定に関する情報その他の必要な情報を踏まえることについて記載する。

②　原材料情報のリクエストについて【第二種木材関連事業者のみ】

譲受けした木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報（法第８条の規定により伝達される情報を除く。）が当該譲受けの相手方から伝達されない場合において、法第６条第１項の規定により原材料情報の収集若しくは整理をした木材関連事業者又は当該情報の伝達を受けた木材関連事業者に対し、当該情報の提供を依頼することについて記載する。

（３）合法伐採木材等の利用を確保し、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に関する事項

①　次回の取引先選定における見直し等について

合法性確認木材等でない木材等を利用した場合には、次に相手方の選定を行うに当たっては、違法伐採に係る木材等でない蓋然性が高い木材等を優先的に利用できるよう必要な措置を検討することについて記載する。

②　取引先の変更等について

譲受け等の相手方から違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、当該譲受け等の相手方の見直しその他の必要な措置を講ずることについて記載する。

（４）木材等の譲受けをする場合において当該譲受けの相手方から伝達された法第８条に規定する情報の保存に関する事項【第二種木材関連事業者のみ】

①　第二種木材関連事業者が、相手方から伝達された当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報に関する記録を作成することについて記載する。

　記録の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

イ　書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第６条第２項第２号において同じ。）をもって作成する

ロ　事務所、工場、事業場又は倉庫（以下この号において「事務所等」という。）ごとに作成する（ただし、主たる事務所その他の事務所等において一括して木材等の譲受けを行っていることに伴い当該事務所等において記録を一括して保存している場合その他の特別の事情がある場合であって、記録を保存している事務所等に照会することにより、譲受けをした事務所等において当該記録を速やかに確認することができる措置がとられているときは、当該記録は、一括して作成することができる。）

②　当該記録を作成した日から５年間（当該記録を作成した日から同項に規定する譲渡しをするまでの期間が５年を超える場合にあっては、当該譲渡しをするまでの期間）保存することについて記載する。

（５）木材等の譲渡しをする場合（第一種木材関連事業を行う者については、消費者への伝達に限る。）における当該譲渡しの相手方への当該情報の伝達に関する事項

木材等の譲渡しをする場合における相手方への情報の伝達は、当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別を記載し、又は記録した情報を、当該譲渡しの相手方に伝達することにより行うものとする。その際、どのような手段、媒体等で情報を伝達するかを記載する。

情報の伝達は、次に掲げるいずれかの方法により行うこととする。

①　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　情報を伝達する木材関連事業者の使用に係る電子計算機と当該伝達を受ける同項の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて伝達すべき事項を送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

ロ　情報を伝達する木材関連事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された伝達すべき事項を電気通信回線を通じて同項の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

②　電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

③　譲渡しをする木材等に係る包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに伝達すべき事項を表示する方法

上記①②に掲げる方法は、相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

木材関連事業者が消費者への譲渡しをする木材等について、情報を消費者が知ることができるようにする措置としてインターネットを利用して当該情報を公衆の閲覧に供することがとられている場合であって、当該木材関連事業者が、当該情報に係るウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ウェブサイトを閲覧することにより当該情報を知ることができる旨を、上記に掲げる方法により、当該消費者に伝達したときは、当該木材関連事業者は、伝達をしたものとみなす。

（６）その他合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項

法第15条の木材関連事業者の登録又はその他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている木材関連事業者は、木材等について譲渡しをするときは、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供することについて記載する。

（７）　その他必要な書類

①　個人にあっては、住民票の写し

②　法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の名簿

③　申請者が法第18条第１項第２号から第４号までに該当しないことを証する書類

宣誓書など

別表ⅰ 部門、事務所、工場又は事業場（プロジェクト単位を除く）の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部門、事務所、工場又は事業場の名称 | 所在地 | 事業内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

別表ⅱ プロジェクト単位の場合

|  |  |
| --- | --- |
| プロジェクト名称 |  |
| プロジェクト実施場所 |  |
| 構造 |  |
| 用途 |  |
| 規模（建築面積・延べ床面積・階数等） |  |
| 着工日と竣工日 |  |
| 対象とする部材群・製品群 | 木材： |
| 物品： |

※建築又は建設をする事業に限る。

別表ⅲ 木材等の種類及び入荷見込み量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 木材等の種類  (合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の種類を列記) | | 入荷見込み  (合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の１年間の重量、面積、体積、又は数量の見込みを記載) |
| 入荷 | 木材 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |
| 物品 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 出荷 | 木材 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 物品 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

参考：クリーンウッド法の対象となる木材等の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 木材 | 木材等（家具・紙等の物品） |
| (1)素材  丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む  (2)板材、角材及び円柱材  化学的又は物理的に構造用パネル（OSB）  (4)(2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）  DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものや居I型複合梁を含む  (5)のこくず・木くず（棒状、プリケット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）、チップ及び小片  端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む | １　椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベットフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの  ２　木材パルプ  ３　コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用途工紙、途工されていない印刷用紙、途工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの  ４　フローリングのうち、基材に木材を使用したもの  ５　木質系セメント板  ６　サイディングボードのうち、木材を使用したもの  ７　戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）  ８　１～６の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は木材パルプを使用したもの |

家具の考え方

（１）主たる部材に木材を使用したもの

　　　主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）

（２）施行規則第２条第８号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材 等）

　　　※　家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等）